

土壌汚染状況調査

Q9

3,000 m²以上の土地の形質変更時の調査命令について、どのような場合に知事が「土壌汚染のおそれあり」と判断するのでしょうか？

都道府県知事は、行政が保有する情報等を調査し、3,000 m²以上の土地の形質の変更の届出がされた土地のうち土壌の掘削が行われる範囲について汚染のおそれの判断基準に該当する状況が認められた場合に土壌汚染のおそれありと判断して調査命令を出します。「汚染のおそれの判断基準」は以下の五つです。

- ① 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかな土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、漏洩し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設である(であった)土地
- ④ 特定有害物質を保管し、又は貯蔵している(していた)土地
- ⑤ その他②～④と同様に特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地
(自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれを含む)

汚染のおそれの判断基準への該当性を判断するために、都道府県知事は主に以下のような資料を調査します。

- ・ 特定有害物質の取扱い等に関する公的な届出資料(法・条例等により届出が義務付けられているもの)
- ・ 自主的に行政へ提出された土壌汚染調査・対策報告書

上記のうち、公的な届出資料については、環境省より判断の際に参考となる情報の例は示されているものの、都道府県知事として調べなければならない情報の範囲は定められていません。よって、自治体ごとに汚染のおそれの判断に使用される根拠資料の範囲が異なるものと思われます。また、汚染のおそれの判断基準への該当性を判断する目的で、土地の形質の変更の届出と併せて対象地の土地利用履歴やこれまでに実施されている土壌汚染調査結果の提出を土地所有者等に求める自治体もあります。

なお、4条調査の調査命令は不利益処分にあたるため、調査命令を受けた者には、行政手続法に基づき、この調査命令に対して異議を主張する機会が与えられるとともに、命令の内容に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、都道府県知事に対して異議申し立てをすることができます。

以上が土壌汚染対策法における4条調査の法的な枠組みですが、調査命令の要件に該当しそのような土地については、開発事業者側が自主的に調査を実施し、調査の結果、汚染が認められた場合は14条申請(Q27参照)を出すという流れで処理することが多くなってきているようです。